

○配置販売業取扱い品目の指定について

(昭和三九年三月二四日)

(薬事第四二号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬事課長通知)

標記について、別紙(1)のとおり照会があり、これに対し別紙(2)のとおり回答したのでご了承
ありたい。

.....

(別紙(1))

(昭和三八年一二月一七日 薬第三三三二号)

(厚生省薬事課長あて富山県厚生部長照会)

薬事法第三十条第一項に「配置販売業の許可は、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県ごとに、その都道府県知事が、厚生大臣の定める基準に従い品目を指定して与える。」と規定され、また、薬事法の施行についての厚生省薬務局長通知(昭和三十六年二月八日薬発第四四号)記の第六の3の(5)に「配置販売品目の指定にあつては、配置販売品目指定基準により品目ごとにその内容を審査して決定することとし、同基準に該当するか否かが疑わしい場合には、あらかじめ、当局に協議すること。」となつているが、このことは、配置販売業者から配置販売品目指定基準に適合するものとして厚生省当局から通知された品目(例えば昭和三十七年八月十七日付薬発第四一八号薬務局長通知に適合する内服液剤等)について申請があつた場合、都道府県知事はこれについて指定するか否かについての自由裁量の権限を有しないものと解されるが一応貴局の御意見をうけたまわりたい。

(別紙(2))

(昭和三九年三月一二日 薬第三四号)

(富山県厚生部長あて厚生省薬務局薬事課長回答)

昭和三十八年十二月十七日薬第三三三二号をもつて照会のあつた標記について、左記のとおり回答する。

記

照会については貴見のとおりである。